



発行 新潟県

号外 1

平成27年7月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

条 例

- 42 新潟県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例（市町村課）
- 43 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（地域政策課）
- 44 新潟県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 45 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（総務事務センター）
- 46 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（児童家庭課）
- 47 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（建築住宅課）

————— 本号で公布された主な条例のあらまし —————

◇新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

1 不均一課税の適用要件の改正

山村振興法の改正に伴い、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税の適用要件を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第46号）

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（新潟県条例第47号）

1 県営住宅の廃止

(1) 新潟市に所在する県営住宅のうち、県営藤見町住宅、県営石山第一住宅、県営石山第二住宅、県営汐見台住宅、県営小針住宅、県営小針ヶ丘住宅及び県営小針西住宅を新潟市に移管することに伴い、廃止することとしました。（別表関係）

(2) 老朽化した県営稲葉住宅（長岡市）を廃止することとしました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例
- (2) 新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (4) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (5) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第42号

新潟県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(新潟県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 新潟県住民基本台帳法施行条例(平成14年新潟県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第2条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第2条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)第44条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会とする。</p>
<p>(本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p>第3条 法第30条の32第1項の規定により書面による本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(情報提供手数料の額)</p> <p>第3条 法第30条の10第5項に規定する情報提供手数料の額は、同条第1項に規定する指定情報処理機関(以下「指定情報処理機関」という。)が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定める。</p> <p>2 指定情報処理機関は、前項に規定する費用及び見込件数の増減を勘案し、必要があると認めるときは、同項に規定する情報提供手数料の額の改定を行うものとする。</p>
<p>(本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p>第3条 法第30条の32第1項の規定により書面による本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>(本人確認情報の開示に係る費用の負担)</p> <p>第4条 法第30条の37第1項の規定により書面による本人確認情報の開示を請求する者は、当該書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>

(新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の7第5項の規定により他の都道府県知事(同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関)から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第30条の8第1項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利</p>

6・7 (略)	用するときは、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。 6・7 (略)
---------	--

(新潟県個人情報保護条例の一部改正)

第3条 新潟県個人情報保護条例(平成17年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(審査会の設置等) 第44条 (略) 2 (略) 3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) <u>第30条の40第2項</u> に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。 4～12 (略)	(審査会の設置等) 第44条 (略) 2 (略) 3 審査会は、前2項に規定するもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) <u>第30条の9第2項</u> に規定する事項を調査審議し、及び知事に建議し、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。 4～12 (略)

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

新潟県条例第43号

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例（平成4年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）<u>第8条の4第1項の特定振興山村市町村に係る法第8条第1項の山村振興計画に記載された同条第4項第1号の産業振興施策促進区域内において、当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業（同項第2号の地域資源を活用する製造業をいう。）又は農林水産物等販売業（同条第2項第3号の農林水産物等販売業をいう。）</u>の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者（以下「製造業者等」という。）に対し、奨励措置を行うことにより、振興山村における森林等の保全及び産業基盤の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第2条 知事は、<u>製造業者等</u>に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第41条、第77条及び附則第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) <u>法第14条の総務省令で定める場合に該当することとなる製造業者等の事業に係る建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 100分の0.3</u></p> <p>(2) <u>法第14条の総務省令で定める場合に該当することとなる製造業者等の事業に係る機械及び装置を取得した場合における当該機械及び装置に対して課する固定資産税（当該機械及び装置に対して固定資産税を課することとなる最初の年度以降3箇年度において課するものに限る。）</u> 100分の0.14</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）<u>第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域内において、法第12条第1項第1号及び第2号イに規定する事業の用に供する設備を新設し、又は増設した同条第5項に規定する認定法人（以下「認定法人」という。）</u>に対し、奨励措置を行うことにより、振興山村における森林等の保全及び産業基盤の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第2条 知事は、<u>認定法人</u>に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第41条、第77条及び附則第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) <u>山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号）第3条第2号に規定する家屋及び償却資産（法第12条第1項第1号及び第2号イに規定する事業の用に供したものに限る。次号において「家屋等」という。）に係る家屋及びその敷地である土地の取得（同項の規定による認定が行われた日（以下「認定日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）</u>に対して課する不動産取得税 100分の0.3</p> <p>(2) <u>家屋等に係る償却資産（認定日以後に取得したものに限る。）</u>に対して課する固定資産税（当該償却資産に対して固定資産税を課することとなる最初の年度以降3箇年度において課するものに限る。） 100分の0.14</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第44号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">（配当割の特別徴収義務者等）</p> <p>第27条 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者）を配当割の特別徴収義務者とする。</p> <p style="text-align: center;">（法人の事業税の税率等）</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.96</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.4</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の2.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.8</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8	<p style="text-align: center;">（配当割の特別徴収義務者等）</p> <p>第27条 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等である場合に<u>あっては</u>、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者とする。</p> <p style="text-align: center;">（法人の事業税の税率等）</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の3.1</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.6</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の6</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6												

- (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得に100分の4.8を乗じて得た金額

(2)・(3) (略)

附 則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
- ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.9
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の1.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1.9

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) (略)

附 則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成27年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
- ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.1

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

<p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.96</u>を 乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.4</u>を 乗じて得た金額 ウ 各事業年度の所得に<u>100分の1.9</u>を乗じて得 た金額 (2)・(3) (略)</p>	<p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 (受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額 ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を 乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を 乗じて得た金額 ウ 各事業年度の所得に<u>100分の3.1</u>を乗じて得 た金額 (2)・(3) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正は、同年1月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)第31条及び附則第17条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(検討)

3 県は、この条例の施行後2年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、新条例第31条及び附則第17条の2の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県条例第45号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第15条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例(昭和51年新潟県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第8条の2 退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金を受ける妻で、前条第1項各号の一に該当するものが、旧通算年金通則法(昭和36年法律第181号)第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号。以下この条において「昭和51年法律第51号」という。)附則第14条の2第1項本文に規定する政令で定めるもの(その全額を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その間、前条第1項の規定による加算は行わない。ただし、退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金の年額が昭和51年法律第51号附則第14条の2第1項ただし書に規定する政令で定める額に満たないときは、この限りでない。</p>	<p>附 則</p> <p>第8条の2 退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金を受ける妻で、前条第1項各号の一に該当するものが、旧通算年金通則法(昭和36年法律第181号)第3条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は障害を支給事由とする給付であつて次の各号の一に該当するもの(その全額を停止されている給付及びその額(支給開始時期の繰上げ又は繰下げによりその額が減額され又は増額されている給付については、減額され又は増額されなかつたものとして計算した額)が前条第1項の規定により加算する額に満たない給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定による加算は行わない。</p>

- (1) 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく普通恩給、増加恩給及び傷病年金
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下この号及び第10号において「法律第115号」という。）に基づく老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるもの及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第12条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）及び障害厚生年金並びに昭和60年法律第34号第3条の規定による改正前の法律第115号に基づく老齢年金及び障害年金
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号。以下この号において「法律第141号」という。）に基づく障害基礎年金及び昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の法律第141号に基づく障害年金
- (4) 昭和60年法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく老齢年金及び障害年金
- (5) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの並びに同法附則第13条第1項並びに国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第8条及び第9条（これらの規定を同法第22条第1項、第23条第1項及び第48条第1項（同法第49条及び第50条第1項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第25条（同法第27条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年法律第105号」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和60年法律第105号第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。第11章を除く。）に基づく退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの並びに同法附則第28条の4第1項並びに地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第8条第1項から第3項まで、第9条第2項及び第10条第1項から第3項まで（これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を

む。)、第48条第1項及び第2項(同法第52条において準用する場合を含む。)、第55条第1項及び第2項(同法第59条において準用する場合を含む。))並びに第62条第1項及び第2項(同法第66条において準用する場合を含む。))並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号。以下この号において「昭和60年法律第108号」という。))附則第13条第2項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。))及び障害共済年金並びに昭和60年法律第108号第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(第11章を除く。))に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金並びに昭和60年法律第108号第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(第13章を除く。))に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。))

(7) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和36年法律第140号)附則第10項及び第11項(これらの規定を同法附則第18項において準用する場合を含む。))並びに沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第106号)第34条(同令第37条第1項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。))及び障害共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号)第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

(8) 農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)に基づく退職共済年金(その年金額の算定の基礎となる組合員期間が20年以上であるもの又は沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第158号)第15条第3項の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。))及び障害共済年金並びに農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和60年法律第107号)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法に基づく退職年金、減額退職年金及び障害年金

(9) 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの(通算退職年金を除く。))

(10) 法律第115号附則第28条に規定する共済組合が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの

<p>2 前項ただし書の場合において、当該遺族年金の年額に前条第1項の規定による加算額を加えた額が昭和51年法律第51号附則第14条の2第2項に規定する政令で定める額を超えるときにおける当該加算額は、当該政令で定める額から当該遺族年金の年額を控除した額とする。</p>	<p>(11) 執行官法（昭和41年法律第111号）附則第13条の規定に基づく年金たる給付 (12) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）に基づいて国家公務員等共済組合連合会が支給する年金たる給付であつて退職又は障害を支給事由とするもの (13) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に基づく障害年金</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職年金条例第55条第1項第1号に規定する遺族年金の年額が71万円に満たないときは、前条第1項の規定による額を加えた額をもつて当該遺族年金の年額とする。この場合において、当該遺族年金の年額に同項の規定による加算額を加えた額が71万円を超えるときにおける当該加算額は、71万円から当該遺族年金の年額を控除した額とする。</p>
--	--

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第3条 職員の再任用に関する条例（平成13年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

新潟県条例第46号

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 最低基準は、次条から第9条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（児童福祉施設と非常災害）

第4条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、当該児童福祉施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第5条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、性別、社会的身分、障害又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（食事の安全性に関する情報）

第6条 児童福祉施設は、食品の原材料の産地その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供を行うよう努めなければならない。

（暴力団等の排除）

第7条 児童福祉施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（保育所における医務室の設置）

第8条 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、医務室を設けるよう努めなければならない。

（保育所における嘱託歯科医の設置）

第9条 保育所には、嘱託歯科医を置くよう努めなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部改正）

2 新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この項において「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この項において「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下この項において「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下この項において「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この項において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 職員配置</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、10の項第1号において読み替えて準用する<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。）第32条の2前段の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園</u>にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(5) （略）</p> <p>3 園舎及び園庭</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この号及び次号において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が10の項第1号において読み替えて準用する<u>児童福祉施設基準省令第32条第8号イ、ロ及びハ</u>に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前号ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、10の項第1号において準用する<u>児童福祉施設基準省令第32条第8号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>4 園舎に備えるべき設備</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、10の項第1号において読み替えて準用する<u>児童福祉施設基準省令第32条の2前段</u>に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 <u>児童福祉施設基準省令及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用</u></p> <p>(1) <u>児童福祉施設基準省令第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、第9条</u></p>	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 職員配置</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、10の項第1号において読み替えて準用する<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）第47条前段</u>の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>(5) （略）</p> <p>3 園舎及び園庭</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この号及び次号において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が10の項第1号において読み替えて準用する<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第8号ア、イ及びカ</u>に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前号ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、10の項第1号において準用する<u>同条例第46条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</u></p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>4 園舎に備えるべき設備</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、10の項第1号において読み替えて準用する<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条前段</u>に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用</u></p> <p>(1) <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、</u></p>

の2、第9条の3、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、第14条の3第1項、第3項及び第4項、第32条第8号、第32条の2前段並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の見出し及び同条第2項	(略)	(略)
第4条第1項	(略)	(略)
第5条第1項	(略)	(略)
第5条第2項及び第11条第5項	(略)	(略)
第7条の2第1項	(略)	(略)
第9条の2	(略)	(略)
第9条の3	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第11条第1項	(略)	(略)
	第8条	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第3号において読

第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第22条、第46条第8号、第47条前段並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	(略)	(略)
第5条第1項	(略)	(略)
第6条第1項	(略)	(略)
第6条第2項及び第15条第6項	(略)	(略)
第9条第1項	(略)	(略)
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条並びに第15条第2項及び第3項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第13条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第15条第1項	(略)	(略)
	第10条	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第2号において読

		み替えて準用する第8条
	(略)	(略)
第11条第2項及び第3項	入所している者	園児
第14条の2	(略)	(略)
第14条の3第1項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第14条の3第3項	(略)	(略)
第32条第8号	(略)	(略)
第32条第8号イ	(略)	(略)
第32条第8号ロ	(略)	(略)
第32条第8号ハ	(略)	(略)
第32条第8号ヘ	(略)	(略)
第32条の2	第11条第1項	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第1号において読み替えて準用する第11条第1項
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第36条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

		み替えて準用する第10条
	(略)	(略)
第20条	(略)	(略)
第21条第1項	(略)	(略)
	(略)	(略)
第21条第3項	(略)	(略)
第46条第8号	(略)	(略)
第46条第8号ア	(略)	(略)
第46条第8号イ	(略)	(略)
第46条第8号ウ	(略)	(略)
第46条第8号カ	(略)	(略)
第47条	第15条第1項	新潟県認定こども園の要件等に関する条例別表第2の10の項第1号において読み替えて準用する第15条第1項
	(略)	(略)
	(略)	(略)
第51条	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

(2) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第46号）第4条から第7条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、第5条の見出し中「入所した者」とあるのは「園児」と、同条中「入所している者」とあるのは「園児」と、「又は入所」とあるのは「又は入園」と読み替えるものと

<p>する。</p> <p>(3) 児童福祉施設基準省令第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p> <p>11 (略)</p>	<p>(2) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p> <p>11 (略)</p>
---	---

(新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年新潟県条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)</p> <p>5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号及び第7号並びに4の項第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)</p> <p>5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号及び第7号並びに4の項第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

<table border="1"> <tr> <th style="width: 20%;">読み替える規定</th> <th style="width: 20%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 20%;">読み替える字句</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>10の項第1号において読み替えて準用する<u>児童福祉施設基準省令第32条第8号イ、ロ及びへ</u>に掲げる要件を満たす</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>児童福祉施設基準省令第32条第8号イ、ロ及びへ</u> に掲げる要件を満たす	(略)	(略)			<table border="1"> <tr> <th style="width: 20%;">読み替える規定</th> <th style="width: 20%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 20%;">読み替える字句</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>10の項第1号において読み替えて準用する<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第8号ア、イ及びカ</u>に掲げる要件を満たす</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第8号ア、イ及びカ</u> に掲げる要件を満たす	(略)	(略)			<p>6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号、第6号及び第7号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 20%;">読み替える規定</th> <th style="width: 20%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 20%;">読み替える字句</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>10の項第1号において読み替えて準用する<u>児童福祉施設基準省令</u></td> <td>児童福祉施設基準省令</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>7 (略)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>児童福祉施設基準省令</u>	児童福祉施設基準省令	(略)			<p>6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例別表第2の3の項第3号、第6号及び第7号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th style="width: 20%;">読み替える規定</th> <th style="width: 20%;">読み替えられる字句</th> <th style="width: 20%;">読み替える字句</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>10の項第1項において読み替えて準用する<u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></td> <td>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </table> <p>7 (略)</p>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	(略)	10の項第1項において読み替えて準用する <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(略)		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																					
(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>児童福祉施設基準省令第32条第8号イ、ロ及びへ</u> に掲げる要件を満たす	(略)																																					
(略)																																							
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																					
(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第8号ア、イ及びカ</u> に掲げる要件を満たす	(略)																																					
(略)																																							
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																					
(略)	10の項第1号において読み替えて準用する <u>児童福祉施設基準省令</u>	児童福祉施設基準省令																																					
(略)																																							
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																					
(略)	10の項第1項において読み替えて準用する <u>新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例																																					
(略)																																							

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 4 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 福祉保健部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	事 務	市町村	(略)		8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第	(略)	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 福祉保健部関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	事 務	市町村	(略)		8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第	(略)
事 務	市町村												
(略)													
8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第	(略)												
事 務	市町村												
(略)													
8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第	(略)												

<p>46号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第39条に規定する保育所に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>76号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第39条に規定する保育所に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p>
--	--

(新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

5 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数は、規則で定める。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「<u>児童福祉施設基準省令</u>」という。)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設基準省令第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数は、規則で定める。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員(新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第76号。以下「<u>児童福祉施設基準条例</u>」という。)第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設基準条例第69条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)</p> <p>2～4 (略)</p>

新潟県条例第47号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
早通北住宅	新潟市北区早通北5丁目	早通北住宅	新潟市北区早通北5丁目
		藤見町住宅	新潟市東区藤見町1丁目
		石山第一住宅	新潟市東区東中島1丁目
		石山第二住宅	新潟市東区東中野山3丁目及び東中野山4丁目
文京町住宅	新潟市中央区文京町	文京町住宅	新潟市中央区文京町
(略)		汐見台住宅	
		新潟市中央区汐見台	
(略)		(略)	
新金沢住宅	新潟市秋葉区新金沢町	新金沢住宅	新潟市秋葉区新金沢町
		小針住宅	新潟市西区小針藤山
		小針ヶ丘住宅	新潟市西区小針西1丁目
		小針西住宅	新潟市西区小針西2丁目
(略)		(略)	
上除住宅	長岡市上除町甲	上除住宅	長岡市上除町甲
(略)		稲葉住宅	
		長岡市稲葉町	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表稲葉住宅の項を削る改正は、公布の日から施行する。